

少子化対策統括本部について

1 本部の任務

- 本部は、厚生労働省の少子化対策について、一元的かつ制度横断的な検討を行うとともに、あらゆる施策を少子化対策の推進という観点から捉え直して展開するために設置する。
- また、少子化対策について、その推進の必要性に対する理解を社会全体に浸透させ、実際に現場を変えていくための戦略の検討を行う。

2 本部の構成

(1) 本部

- 厚生労働審議官を本部長とする。
- 雇用均等・児童家庭局長を総括副本部長とし、両政策統括官を副本部長とする。
- その他、関係局長を本部員^{※1}、関係課長を幹事^{※2}とする。
- 制度横断的な検討・推進については、本部長、副本部長等をメンバーとする「コア会議」において行い、あらゆる施策の捉え直しについては、本部員も加えた「拡大会議」において行う。

※1 本部員

総括審議官、技術総括審議官、大臣官房審議官（少子化対策担当）、大臣官房統計情報部長、医政局長、健康局長、労働基準局長、労働基準局勤労者生活部長、職業安定局長、職業能力開発局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長、保険局長、年金局長、社会保険庁総務部長

※2 幹事

大臣官房人事課長、大臣官房参事官（人事担当）、大臣官房総務課長、大臣官房参事官（総務担当）、大臣官房会計課長、大臣官房参事官（会計担当）、大臣官房地方課長、大臣官房参事官（地方担当）、大臣官房厚生科学課長、大臣官房統計情報部企画課長、医政局総務課長、健康局総務課長、労働基準局総務課長、労働基準局勤労者生活部企画課長、職業安定局総務課長、職業能力開発局総務課長、雇用均

等・児童家庭局総務課長、社会・援護局総務課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局総務課長、保険局総務課長、年金局総務課長、参事官（社会保障担当）、参事官（労働政策担当）、社会保険庁総務部総務課長

（２）事務局

- 事務局長は総括審議官、副事務局長は大臣官房審議官とする。
- 本部長（厚生労働審議官）直属の検討チームとして、事務局に「少子化対策推進室」を設置する。
- 少子化対策推進室では、以下３つの役割を担う。
 - ・ 基本的な戦略や制度横断的・一元的な少子化対策の検討
 - ・ 少子化対策の戦略的な広報や企業、自治体、地域等における効果的取組推進方策の検討
 - ・ 効果的な少子化対策の検討・推進に資する現状分析
- 少子化対策推進室には、民間からの人材も登用する。
- また、関係部局の企画官級職員を構成員とする「拡大推進チーム」を設置し、主に、本部に関する事務・調整等を行う。

３ 第１回会合

【日時】 ７月１日（水） １７：３０～１８：００

【場所】 省議室（合同庁舎５号館 ９階）

【議題】

- ① これまでの少子化対策について
- ② 本部の今後の運営について
- ③ その他

【参 考】

「厚生労働行政の在り方に関する懇談会最終報告」(平成21年3月30日)

における提言(抜粋)

(少子化対策を強かに推進する体制の構築)

- 現在、特命事項を担当する次官級の職として置かれている厚生労働審議官を責任者として関係部局を統括する少子化対策統括本部(仮称)を設置し、社会保障関連施策・労働関連施策を総動員し、一元的かつ制度横断的な対応を進めるべき。
- 当該本部の事務局には、企画官などのスタッフを活用するとともに、民間から政策立案に携わる人材を登用するなど社会全体として取組を即応・即実行に移せる体制を検討すべき。

少子化対策の推進のための体制について

- 少子化対策を一元的かつ制度横断的に検討し、あらゆる施策を少子化対策の推進という観点から捉え直して展開する体制を整備する。

